明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令（総務一〇三）　一

〔告　示〕
○陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件の一部を改正する件（総務三八二）　一五
○電波法第六条第八項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件の一部を改正する件（同三八三）　二六
○シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、周波数分割複信方式を用いるもの及び時分割複信方式を用いるもののうち、二、三三〇ＭＨｚを超え二、三七〇ＭＨｚ以下又は三・四ＧＨｚを超え三・六ＧＨｚ以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件を定める件の一部を改正する件（同三八四）　三七
○シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、時分割複信方式を用いるもの及びローカル５Ｇの無線局の技術的条件を定める件の一部を改正する件（同三八五）　四一
○周波数割当計画の一部を変更する件（同三八六）　五〇
○租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項の規定に基づき、農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を改正する件（農林水産二〇〇五）　五一

〔資　料〕
四半期別ＧＤＰ速報（一次速報）（二〇二一年七～九月期）（内閣府）　五二

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五四
特殊法人等
中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒処分関係　八〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　八二
会社その他
会社決算公告　八三

省令

○総務省令第百三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十一月二十九日

総務大臣　金子　恭之